

I 計画策定の趣旨と位置づけ等

1 高齢化の状況など

○高齢者人口

平成26年…約79,000人 ⇒ 平成29年…約83,000人 ⇒ 平成37年※…約87,000人

○高齢化率

平成26年…約27% ⇒ 平成29年…約29% ⇒ 平成37年※…約34%  
 (※いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる年)

○居宅サービス受給者数

平成20年度…約7,700人 ⇒ 平成25年度…約10,400人

2 計画策定の趣旨

団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）を見据え、高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組むとともに、青森市新総合計画に掲げる「健やかで心安らぎ 人と人がつながり支え合うまち」の実現を目指して本計画を策定します。

3 計画策定の位置づけ

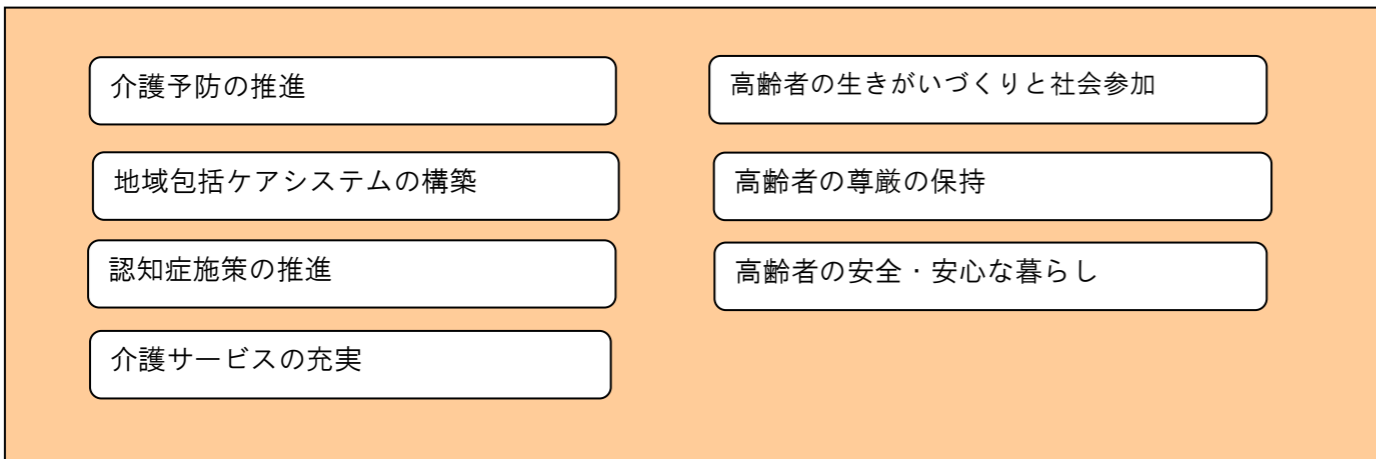
本計画は、介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画と老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画を一体的な計画として策定します。

また、青森市新総合計画に掲げる高齢者に関する施策を総合的に推進するための分野別計画に位置付けられています。

4 基本理念

健やかで心安らぎ 人と人がつながり支え合うまち

5 基本方向

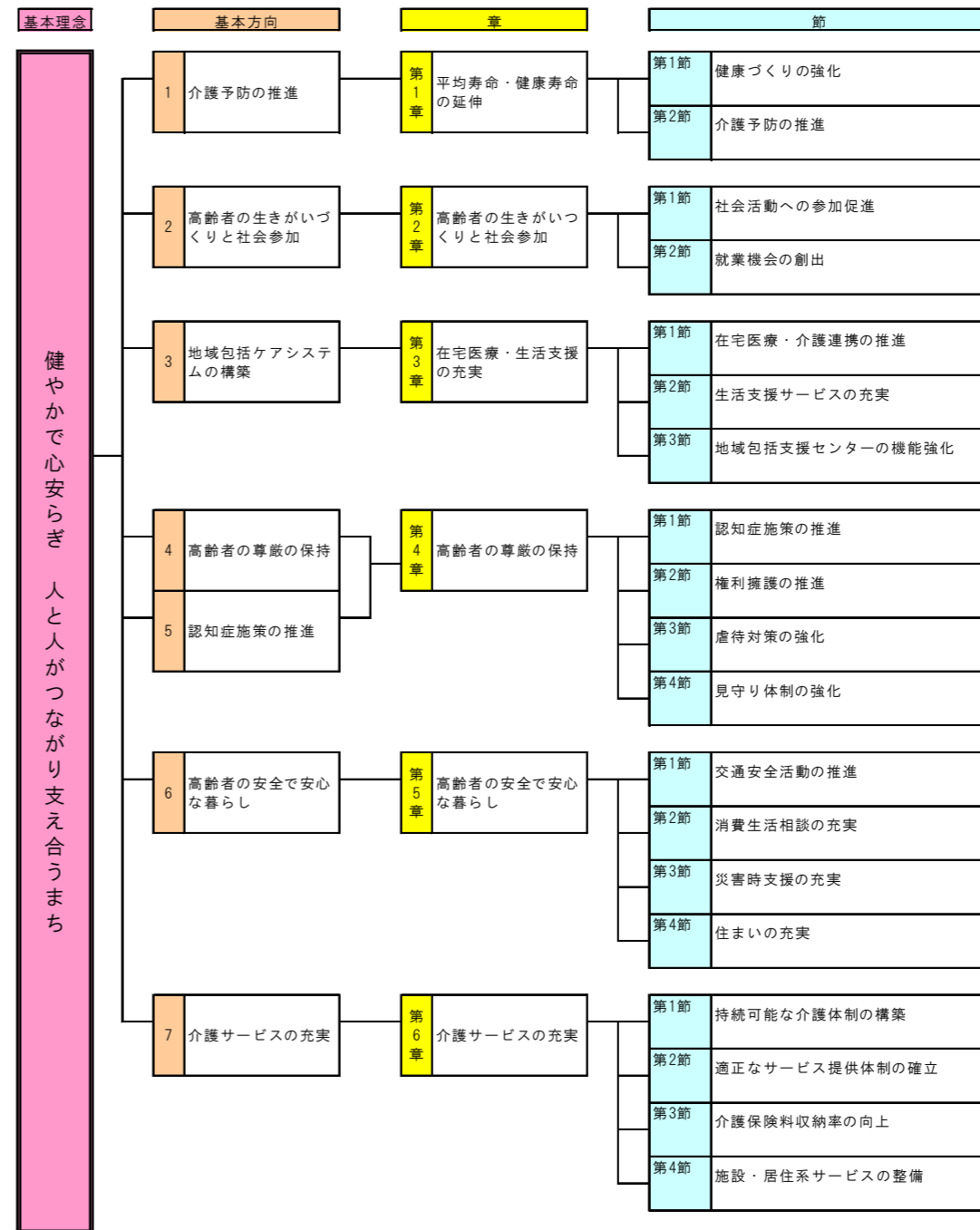


6 計画の推進体制

- ①目標とする指標の設定
- ②国の施策等に対応するための弾力的な運用
- ③市民と行政の協働
- ④各関係団体との連携
- ⑤審議会における高齢者施策の審議
- ⑥組織体制の強化

II 分野別施策の体系図

■ 計画の体系図



III 介護保険サービスの事業費及び介護保険料等

分野別施策のほか、主に次の内容について本計画に位置づけることとします。

○介護保険制度の概要

(介護保険制度の改正、介護保険料の算出方法等)

○介護保険事業の運営状況

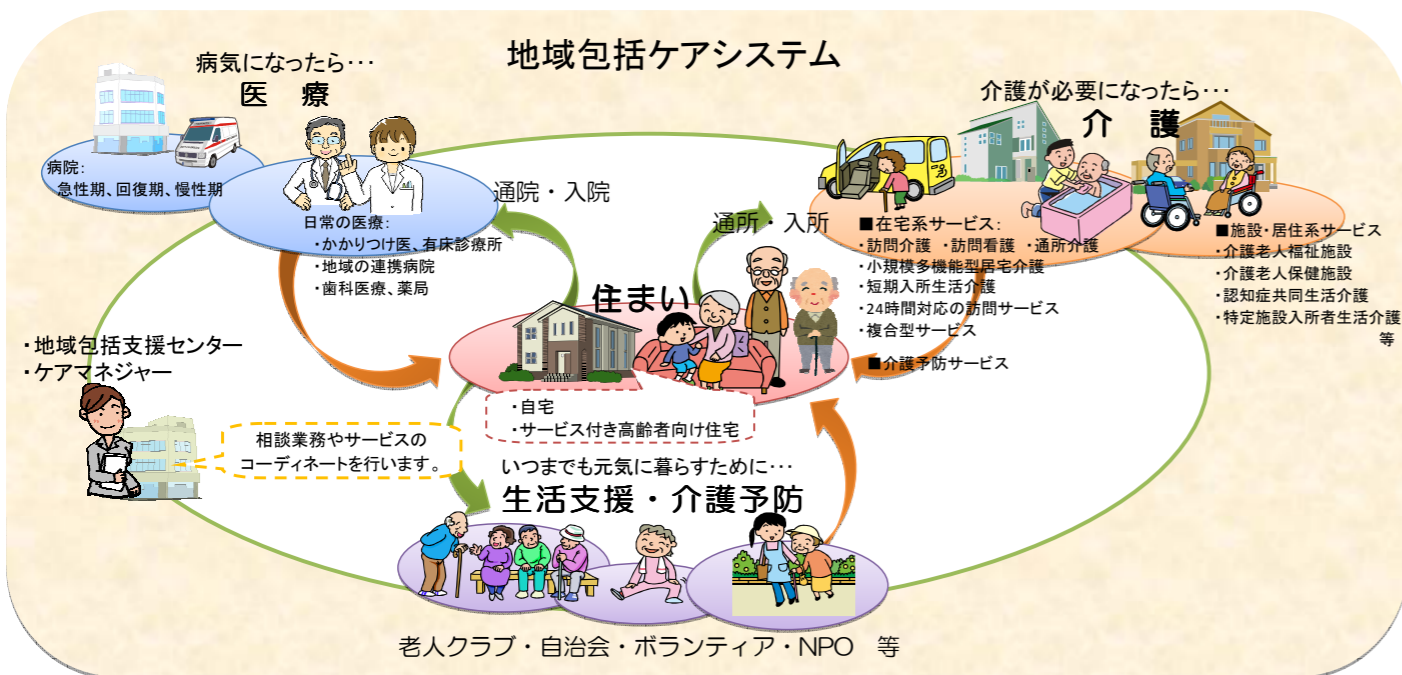
○介護保険事業の円滑な運営

#### IV 介護保険制度の主な改正内容への対応について

介護保険制度は、「地域包括ケアシステムの構築」と「費用負担の公平化」の2点の視点から改正が行われ、平成27年度から順次実施されます。

##### (1) 地域包括ケアシステムの構築

いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者となる2025年に向けて、認知症施策、医療との連携、高齢者の居住に係る施策との連携、生活支援サービスなどの地域包括ケアシステムの実現に必要な取組みを進めます。



##### ① 地域支援事業の充実

#### 地域支援事業

##### 新しい介護予防・日常生活支援総合事業

(要支援1~2、それ以外の者)

【平成29年4月から実施】

- 介護予防・生活支援サービス事業
  - ・訪問型サービス
  - ・通所型サービス
  - ・生活支援サービス（配食等）
  - ・介護予防支援事業（ケアマネジメント）

多様な主体（介護事業所、NPO、民間企業、住民ボランティア等）による多様なサービスを提供

- 一般介護予防事業
  - ・介護予防のための実情の把握
  - ・介護予防活動の普及啓発 など

##### 包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営  
介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、地域ケア会議の充実など
- 在宅医療・介護連携の推進  
市医師会との連携による、地域の医療・介護サービス資源の把握、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議など

【平成27年4月からの順次実施を検討】

- 認知症施策の推進  
認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員など【平成27年4月からの順次実施を検討】
- 生活支援サービスの体制整備  
生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置など【平成27年4月からの順次実施を検討】

任意事業 ○ 介護給付費適正化事業 ○ 家族介護支援事業 ○ その他の事業

##### ② 地域包括支援センターの機能強化

委託型の各地域包括支援センターの業務状況や、圏域ごとの課題等の把握・分析を行い、統括調整を図る役割を担う（仮称）青森市基幹型地域包括支援センターを設置します。

また、地域包括支援センター職員への研修会や事例検討会等の開催を通じて、資質の向上を図るほか、新規事業導入の際の助言・指導などを行います。

##### ③ 日常生活圏域の区割りの見直し

現行通り11圏域としますが、現圏域の区割りでは、高齢者人口の偏りや、地域包括支援センターに密接な関わりのある町会、地区民生児童委員協議会の区域と不整合な地域もあることから、日常生活圏域の区割りを見直します。区割りの移行については、地域住民等への周知期間などを踏まえ実施します。

##### ④ 特別養護老人ホームの中重度者への重点化・・・【平成27年4月から実施】

特別養護老人ホームの新規入所者を原則、要介護3以上に限定することとされています（既入所者は除く）。※要介護1・2の方であってもやむを得ない事情等の場合は、特例入所を認める。

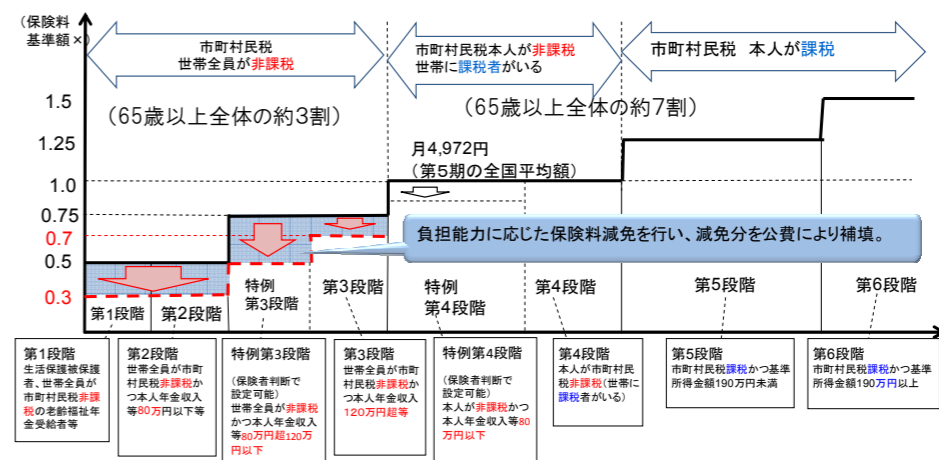
##### (2) 費用負担の公平化<市では、下記に示した国における実施時期で対応予定>

低所得者の保険料軽減を拡充するとともに、保険料の上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直すこととされています。

##### ① 低所得者の保険料の軽減割合の拡大・・・【平成27年4月から実施】

給付費5割の公費とは別枠で公費（国・県・市）を投入し、低所得者の負担軽減を図ることとされています。※消費増税延期の方針のため、実施内容等については不透明な状況

第1号保険料の低所得者軽減強化の検討イメージ



##### ② 一定以上所得者の利用者負担の見直し・・・【平成27年8月から実施】

一定以上の所得者の利用者負担割合を、1割から2割に引き上げることとされています。

##### ③ 補足給付の見直し

低所得者の施設利用者の食費・居住費負担を軽減する「補足給付」について、以下の要件を加えることとされています。

- 一定額を超える預貯金等（単身1,000万円、夫婦世帯2,000万円）がある場合は、対象外とする。・・・【平成27年8月から実施】
- 世帯分離をしている配偶者が市民税課税の場合は、対象外とする。・・・【平成27年8月から実施】
- 給付額の決定に当たり、非課税年金（遺族年金、障害年金）を収入として勘案する。・・・【平成28年8月から実施】

このほか、「サービス付高齢者向け住宅への住所地特例の適用」、「小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行」等を実施予定。

第1章 平均寿命・健康寿命の延伸

第1節 健康づくりの強化

健康教養(ヘルスリテラシー)の向上 … P27

- 医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携した健康教室の開催
- ロコモティブシンドローム（※）予防のための予防教育など
- ※運動器の障害のために自立度が低下し、介護が必要となる危険性の高い状態

第2節 介護予防の推進

介護予防の普及啓発 … P30

- 出前講座・介護予防教室の開催等を通じた積極的な情報提供
- 介護予防活動を身近な地域で普及するボランティアの育成

多様な介護予防の場の提供 … P30

- リハビリテーション職種と連携しながら、介護保険事業所・NPO・民間事業者・ボランティア等多様な主体による介護予防教室などを開催

第2章 高齢者の生きがいくりと社会参加

第1節 社会活動への参加促進

生きがいくりの充実 … P33

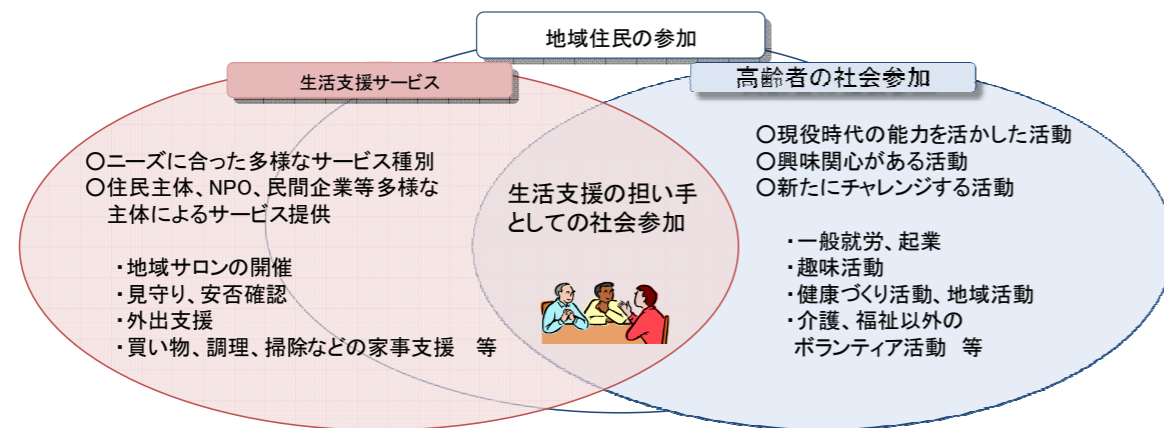
- ボランティア活動を通じた高齢者の社会参加を促進するため、ボランティアポイント制度を活用
- 各種研修会や生涯学習に関する情報など、高齢者の生きがいくりに役立つ情報の提供

第2節 就業機会の創出

高齢者の就業促進 … P35

- 元気な高齢者が地域における高齢者の生活支援サービスの担い手としても就業できるような環境づくりの推進

生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加



第3章 在宅医療・生活支援の充実

第1節 在宅医療・介護連携の推進

医療・介護連携の促進、在宅医療・介護のサービス提供体制の整備 … P37

- 医療と介護の連携を進めるため、市医師会とともに医療と介護等の関係者による検討会議を設けるなど、対応策について検討

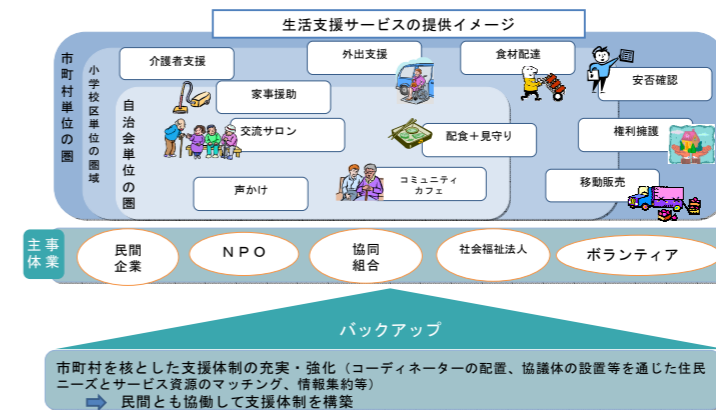
第2節 生活支援サービスの充実

多様な生活支援サービスの提供 … P40

- 生活上の困りごとを身近な地域でサポートするボランティアの育成

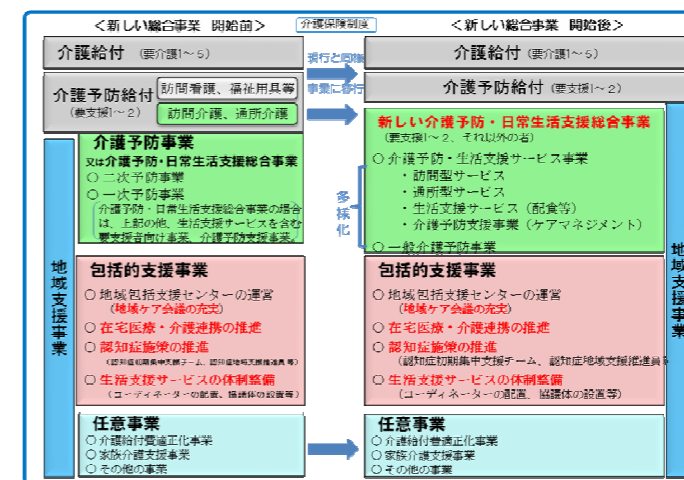
介護予防・生活支援サービスの基盤整備 … P40

- 多様な主体による多様なサービスを提供するための「生活支援体制整備事業」を平成27年度から順次実施
  - ①生活支援の担い手の養成、サービスの開発などを進める「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置
  - ②多様な主体間での情報共有や、連携・協働による取組みを推進するための「協議体」の設置



新しい総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)の推進 … P40

- 要支援者に対する訪問介護・通所介護を含む新しい総合事業へ平成29年4月から移行



第3節 地域包括支援センターの機能強化

役割分担・連携強化 … P42

- 委託型の各地域包括支援センターの業務状況の把握・分析を行い、統括調整を図る役割を担う（仮称）青森市基幹型地域包括支援センターの設置

## 第4章 高齢者の尊厳の保持

### 第1節 認知症施策の推進

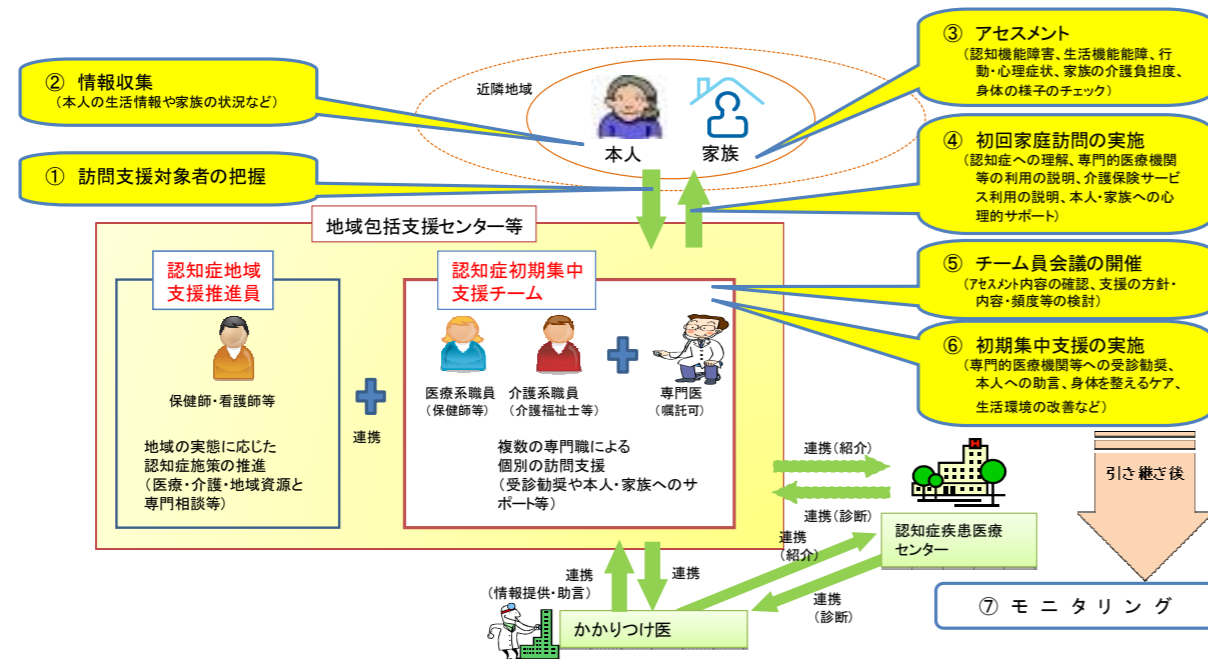
#### 認知症の早期発見・早期対応 … P46

- 状態に応じた適切な医療や介護サービスの流れを示す「認知症ケアパス」の普及
- 認知症の方や家族に対する効果的な初期支援のため、医師・作業療法士、社会福祉士などの専門職で構成される「認知症初期集中支援チーム」を設置

#### 支援体制の強化 … P46

- 認知症の方や家族に対する相談支援強化や介護と医療連携の推進役を担う「認知症地域支援推進員」の設置
- 認知症カフェなどの認知症の方と家族に対する支援

### 認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員について



### 第2節 権利擁護の推進

#### 市民後見人支援体制等の強化 … P48

- 成年後見の需要増に対応するため、市民後見人の育成と後見活動への支援

### 第3節 虐待対策の強化

#### 高齢者虐待の早期発見・早期対応 … P50

- 弁護士や社会福祉士等の専門職と連携した高齢者虐待の早期解決に向けた支援

### 第4節 見守り体制の強化

#### 行方不明高齢者の早期発見・早期対応 … P52

- 認知症等による徘徊を早期発見するための情報提供体制（徘徊高齢者 SOS ネットワーク）の構築

## 第5章 高齢者の安全で安心な暮らし

### 第1節 交通安全活動の推進

### 第2節 消費生活相談の充実

### 第3節 災害時支援の充実

#### 災害時における地域福祉活動の充実 … P57

- 市の総合防災訓練の中で、高齢者のうち、避難行動要支援者の対象となる方も含めた災害時の情報伝達、避難誘導や安否確認など、地域住民参加型の訓練を避難支援等関係者や福祉避難所開設関係者等と連携しながら実施するほか、冬期の除雪や屋根の雪下ろしに対する支援を実施

### 第4節 住まいの充実

#### 高齢者に適した住まいの確保 … P59

- 有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅に関する情報提供や実地指導による適正な住宅の確保

## 第6章 介護サービスの充実

### 第1節 持続可能な介護体制の構築

#### 生活支援・介護予防サービスの担い手の育成・確保 … P61

- 生活支援・介護予防サービスの担い手を育成・確保するための研修などの実施

### 第2節 適正なサービス提供体制の確立

#### 介護給付の適正化の推進 … P63

- ケアマネジャーや理学療法士などのメンバーからなる「ケアプラン点検アドバイザー」により、ケアプランの点検を強化し適正な介護サービスを確保

#### 指導監督体制の強化 … P63

- 介護サービス事業所等の増加への対応や不適切な運営を是正するため、市の指導監督体制を強化

### 第3節 介護保険料収納率の向上

### 第4節 施設・居住系サービスの整備

#### 在宅サービスの充実 … P66

- 小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスを計画的に整備

小規模多機能型居宅介護イメージ図

